

檜葉町 移住定住促進賃貸住宅家賃補助金

令和5年4月以降、檜葉町へ移住し民間の賃貸住宅へ入居される方を対象に、檜葉町が家賃の一部を補助する制度です。

檜葉町では移住に向けての相談窓口を、ならはスタートアップ・プレイスCODOU/コドウに開設。お住まい、生活環境など移住に関するお悩み事などございましたら、ぜひ、CODOUまでご連絡ください！

補助額 3年間で最大 144万円

主な要件は次のとおりで、**全てにあてはまる方が対象**です。

対象となる方

- (1) 平成23年3月11日時点で檜葉町に住所を有していない方
- (2) 令和5年4月1日以降に檜葉町に転入された方
- (3) 民間賃貸住宅※1の契約日が令和5年3月1日以降の方
- (4) 転入後、5年以上檜葉町に定住することが誓約できる方
- (5) 就業又は起業する方
- (6) 他の公的制度による家賃補助を受けていない方
- (7) 本人及び同居する世帯員に、市町村税等の滞納がない方
- (8) 居住以外の目的使用、転貸又は使用権の譲渡をしない方
- (9) 本人及び同居する世帯員全員が、暴力団員等でない方


※1 不動産流通4団体※2に加盟する事業者が所有、管理又は仲介する物件に限ります。

※2 (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会 (公社) 全日本不動産協会
(一社) 不動産流通経営協会 (一社) 全国住宅産業協会

補助額

家賃※3から3万5千円を引いた額 (上限4万円/月)

※3 管理費、共益費、駐車場代及び自治会費等は除きます。
就業先から住宅補助がある場合は、その額を差し引いた額となります。

 **補助額の計算方法は裏面をご覧ください**

補助期間

**令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
(最長3年間)**

予算の範囲内での補助金となりますので、予算が無くなり次第、締切となります。

▶ **補助金のお問い合わせ・申し込み** /

檜葉町政策企画課

〒979-0696 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-6

☎0240-23-6103

▶ **移住に関する相談** /

ならはスタートアップ・プレイスCODOU/コドウ

〒979-0513 福島県双葉郡檜葉町大字山岡字堂ノ下6番4

☎0240-23-6271 ✉info-codou@narahamirai.com

(URL) <https://try-naraha.jp/>



檜葉町
移住ポータルサイト
「トライナラハ」

檜葉町移住定住促進賃貸住宅家賃補助金

家賃補助 計算方法

家賃から就業先の住宅補助と35,000円を引いた額が檜葉町から補助されます。
(上限40,000円/月) ※年度末に補助金が支給されます。

例①

家賃 65,000円 - 定額 35,000円 = 家賃補助額 30,000円 年間補助額/360,000円

例②

家賃 70,000円 - 就業先の家賃補助 20,000円 - 定額 35,000円 = 家賃補助額 15,000円 年間補助額/360,000円

例③

家賃 80,000円 - 定額 35,000円 = 45,000円 ⇒ 家賃補助額 40,000円 (上限) 年間補助額/480,000円

例④

家賃 50,000円 - 就業先の家賃補助 20,000円 - 定額 35,000円 = △5,000円

補助金対象外

計算してみよう!

()円 - ()円 - 定額(月) 35,000円

= ()円/月
※上限40,000円/月

家賃補助Q & A

Q. 家賃に駐車場代は含まれますか?

A. 含まれません。

その他、管理費・共益費・自治会費等も含まれません。

Q. 補助金はいつ受け取れますか?

A. 申請年度末の支払いとなります。(令和5年度は、令和6年3月末)

Q. 公営住宅も対象ですか?

A. 対象外です。

移住に関する相談は、
ならはスタートアップ・
プレイスCODOU/コドウ
でおこなっています。
ご連絡お待ちしております!



檜葉町マスコットキャラクター
ゆず太郎

▶ 補助金のお問い合わせ・申し込み/

檜葉町政策企画課
〒979-0696 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-6
☎0240-23-6103

▶ 移住に関する相談/

ならはスタートアップ・プレイスCODOU/コドウ
〒979-0513 福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字堂ノ下6番4
☎0240-23-6271 ✉info-codou@narahamirai.com



檜葉町
移住ポータルサイト
「トライナラハ」

<https://try-naraha.jp/>